

## P E T 検診助成給付金実施要領

### 1. 目的

本会定款第4条（1）に掲げている「役職員等の福利厚生に関する事業」に基づき、共助会会員の健康管理および農林漁業団体の系統組織である、JA福島厚生連の検診受診促進のため、PET 検診を受診する会員に対し、実施する。

### 2. 助成対象者

各加入団体の共助会会員本人に対し助成する。（家族は対象外）

ただし、過去2事業年度以内（令和4年度から令和5年度まで）にPET 検診助成給付金を受けたことのある会員は給付対象外とする。

### 3. 助成額

対象者1名につき、個人負担額30,000円を限度に給付する。

受診者本人が負担する金額が、30,000円に満たない場合は、実費額を給付申請額とする。

### 4. 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

なお、次年度以降は収支の状況により、検討するものとする。

### 5. 実施医療機関

白河厚生総合病院で実施した検診のみを対象とする。

### 6. 予算措置

単年度共助会保険料収入および事業推進等引当資産による。

### 7. 事務手続

別に定める事務手続要領による。

### 8. その他

この要領に定めるもののほか、助成に関し必要事項は理事長が定める。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。